

吉舎町がんばる団体支援事業

吉舎町自治振興連合会

吉舎町自治振興連合会では、三次市まち・ゆめ基本条例でのまちづくりの目標の実現をめざし、地域課題の解決や地域資源を活用し、まちづくりビジョンの実現や新たな地域資源などを創造する住民の主体的な活動を支援するために、吉舎町がんばる団体支援事業を立ち上げます。

1. 目的

コロナ禍で、大勢での地域活動が出来なく地域活力の衰退が危ぶまれる中、吉舎町内において元気を取り戻せるよう地域貢献に頑張っている活動されている団体・サークルなどに対し支援します。

2. 事業対象団体・サークル

吉舎町内に在住し、吉舎町内で活動されている団体やサークル(3人以上)

3. 事業対象

地域活動に貢献する事業

但し、次のいずれかに該当する事業は、補助しない。

- (1) 政治的または宗教的な活動で実施される事業
- (2) 営利を目的にした団体
- (3) 他の補助金を受けている事業
- (4) 前号に掲げるもののほか、連合会長が適当でないと認める事業

4. 補助対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

5. 補助対象経費

- (1) 補助対象活動に係る報償費
- (2) 消耗品費・燃料費
- (3) 印刷物作成のための印刷製本費(販売するものを除く。)
- (4) 郵便料・運搬料等の通信運搬費
- (5) 業務委託料
- (6) 会場・車両等の借上げのための使用料又は貸借料
- (7) 材料の購入のための原材料費

6. 補助金額
補助金額の上限は 3万円とし、千円未満の額の場合切り捨てとします。
7. 申請期間 令和3年5月10日から5月31日
8. 適合事業予定数 10件
9. 審査
申請期間終了後、吉舎町自治振興連合会 会長会議で選考、決定します。審査選考結果は、各申請団体に通知します。
10. 支援事業報告
事業完了後1か月以内に吉舎町がんばる団体支援事業実績報告書で必ず、報告をしてください。また、活動報告を広報誌「まるごときんさい」に掲載しますので記録写真等も提出してください。
11. 補助金の返還
事業実施にて不正行為が認められるとき、または事業報告がない場合は、補助金の返還を求めます。

吉舎町自治振興連合会

729-4211 三次市吉舎町吉舎 371 よっしや吉舎内

電話 0824-43-7272